

株式会社商工組合中央金庫が実施する 太田木材株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する太田木材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年4月15日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

太田木材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が太田木材株式会社（「太田木材」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、太田木材の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、太田木材がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

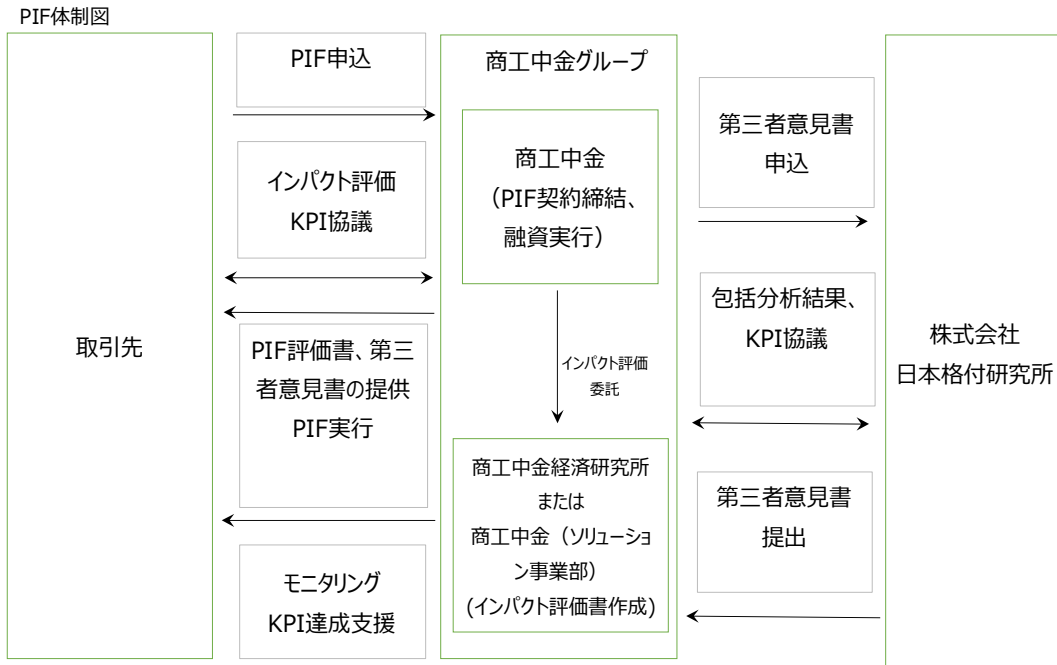
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である太田木材から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

井上 肇

井上 肇



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年4月15日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が太田木材株式会社（以下、太田木材）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、太田木材の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業（*1）に対するファイナンスに適用しています。

(*1) 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	太田木材株式会社
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	10 年
モニタリング実施時期	毎年 3 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島 14-36-7
設立	設立：1987 年 12 月
資本金	10,000,000 円
従業員数	80 名（2024 年 1 月現在 *パートを含む）
事業内容	木材卸売、プレカット加工、省エネ・耐震商材の販売・提案、 住宅の計算業務
主要取引先	ハウスメーカー、工務店、商社

【業務内容】

- 太田木材は、1912 年創業の木材卸、木造建築用の木材プレカットを行っている事業者である。福井・滋賀県を生産拠点に、北陸エリア（福井・石川・富山）を中心に、関西エリア（滋賀・京都）・東海エリア（三重・岐阜・愛知）に安定供給網を構築している。太田木材は、「提案力」「技術力」「分析力」「対応力」を 4 つの柱とし、地域の工務店・大工・ビルダー等の顧客に、安心・安定・安全な木材や資材を供給している。また、1 級建築士の事務所と連携し、図面作成段階から同席し、構造計算やプレカット CAD データ作成業務に携わることで、設計から加工までの業務を行える体制を整えている。
- 木材プレカット事業
2000 年にプレカット事業部を立ち上げ、量産製品から手加工が必要な多種少量生産製品等、さまざまな木材プレカット加工に対応している。顧客のニーズに合わせたサービスの開発や提供に力を入れ、確かな技術で質の高い製品を供給している。これまで築き上げた豊富な知識と経験をもとに「加工精度が高い」「納期が早い」「様々な要望に応える」ことが、太田木材の強みとなっている。



(太田木材 HP より)

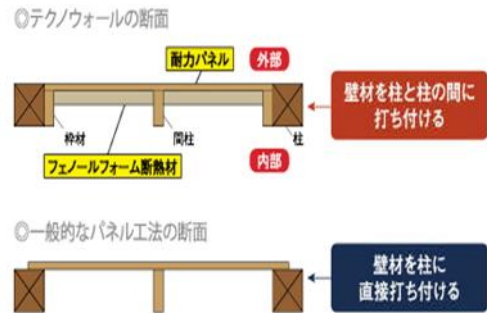
- 断熱材プレカット事業
木材プレカットのノウハウを活かし、断熱材のプレカットも行っている。断熱材プレカットにより、現場での作業時間の短縮や現場で出るゴミを低減している。また、CAD/CAM システムでのデータ作成やプレカット加工機の使用により、高精度に仕上げ、柱との間にできる隙間をなくすことが可能になる。
(天井・床断熱) (壁断熱)



(太田木材 HP より)

- 枠組パネル（テクノウォール工法）事業

2015年に、テクノウォール工法による枠組パネルの生産を開始している。テクノウォール工法は、より暮らしやすい毎日を送るために、建物に必要な耐震性・快適性（高気密・高断熱）・省エネ性・高品質を満たす構造を実現している。強度は在来工法の2倍以上あり、柱と梁、床、壁（耐力パネル）が一体となった高強度のモノコック構造を実現し、くり返す揺れにも強さを発揮する。



（太田木材 HP より）

- 再生木材製品事業

2021年に、廃材（生産工程から排出される木材）をもう一度建築資材として利用できる製品づくりを開始している。再生木材は、テクノウォール工法のパネル枠材に使用されている。（再生枠材の加工工程）



（太田木材 HP より）

【事業拠点】

拠点名	住所
本社・構造躯体プレカット工場	福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島 14-36-7
プレカット第2工場	滋賀県米原市一色字松原 1-2
テクノウォール・パネルプレカット工場	福井県吉田郡永平寺町松岡上合月 39-7-1
滋賀営業所	滋賀県蒲生郡日野町上野田 864
名古屋営業所	愛知県一宮市開明字新田沼 28-1



(本社)



(本社工場)



(プレカット第2工場外観)



(プレカット第2工場)



(太田木材 HP より)

【沿革】

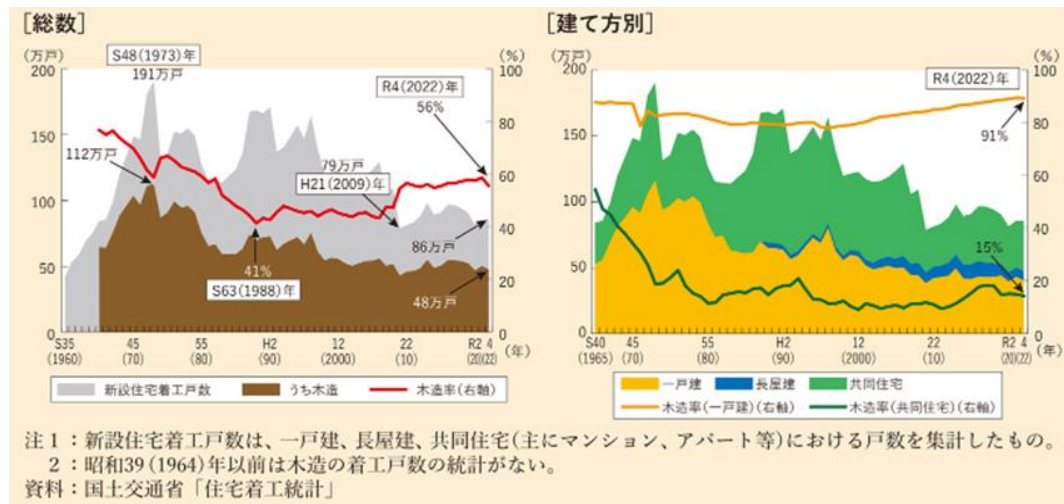
1912年1月	初代太田岩治郎氏が近江八幡本町に、太田商店として木材業を創業
1951年1月	建築材・土木用材の卸売を開始
1952年1月	内製材と外材の卸売りを開始
1960年6月	資本金3,000万円で株式会社太田商店に改組
1965年4月	近江八幡市出町に本社・工場・倉庫を新設移転
1974年11月	福井支店を設立し、石川・富山に商圏を拡大
1987年12月	福井支店を分離独立させ資本金1,000万円で北陸太田商店を設立
2000年	プレカット事業開始
2011年	本社を吉田郡永平寺町松岡兼定島に移転
2014年1月	吉田郡永平寺町松岡上合月にパネル工場完成
2015年1月	『テクノウォール』パネル生産開始
2019年11月	名古屋営業所開設
2021年9月	再生木材製品事業開始
2022年10月	滋賀県米原市にてプレカット第2工場完成
2023年10月	パネル工場にロボット合板加工機を導入

2.2 業界動向

- 住宅分野における木材利用の概況

令和 4 年度森林・林業白書によると、新設住宅着工戸数は、2022 年は前年比 0.4%増の約 86 万戸となり、このうち木造住宅が前年比 4.9%減の約 48 万戸となった。新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合（木造率）は、全体では 56%、一戸建て住宅では 91%と引き続き高い水準にある。

（新設住宅着工戸数と木造率の推移）



（令和 4 年度森林・林業白書より）

- 建築分野における木材利用の概況

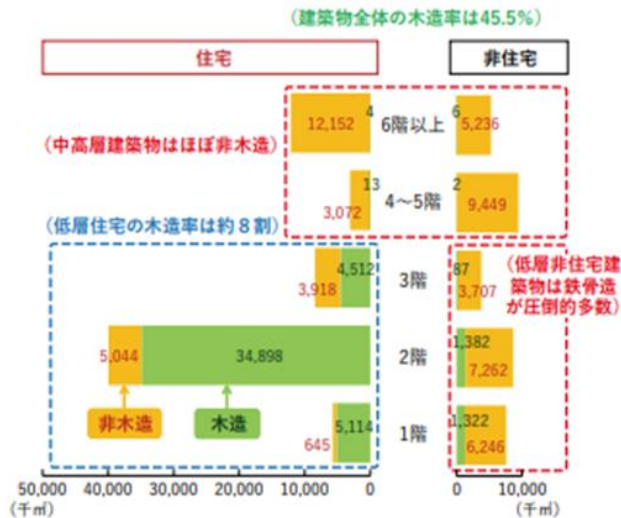
令和 4 年度森林・林業白書によると、着工建築物において、床面積ベースでみると、低層住宅（1～3 階建て）の木造比率は 80%を超えるが、低層非住宅建築物及び中高層建築物（4 階建て以上）の木造率は低位で、住宅における国産材の使用割合は約 50%となっている。建築用木材の需要の大部分を占める低層住宅分野において、国産材の利用率を増やしていくことが重要としている。また、人口減少等により新設住宅着工戸数が長期的には減少していく可能性を踏まえると、非住宅・中高層建築物での木造化・木質化を進め、新たな木材需要を創出することも重要としている。

- 木造軸組構法におけるプレカット率の推移

令和 3 年度森林・林業白書によると、大工技能者が減少する中、工期短縮、コスト削減の要求等から、木造軸組構法におけるプレカット率は年々上昇し、2020 年には約 93%となっている。構造部材以外の羽柄材等の部材をプレカットした割合も向上しており、プレカット工場を経由して、建築現場に届けられる木材製品の割合が高くなっている。プレカット工場が設計の一部や木材の調達・品質管理を担う場面も多く、木材製品の流通における役割が拡大している。令和 4 年度森

林・林業白書によると、プレカット加工率は上昇しており、2021 年には、木造軸組構法におけるプレカット加工率は 94.1%に達している。太田木材は、このような背景の中で、中規模木造建築事業（非住居建物）に係るプレカット加工にも対応しており、非住居木造建物の普及に貢献している。また、顧客のニーズに応え、加工精度の高い資材を安定供給することで、顧客の経済活動に貢献している。

用途別・階層別・構造別の着工建築物の床面積

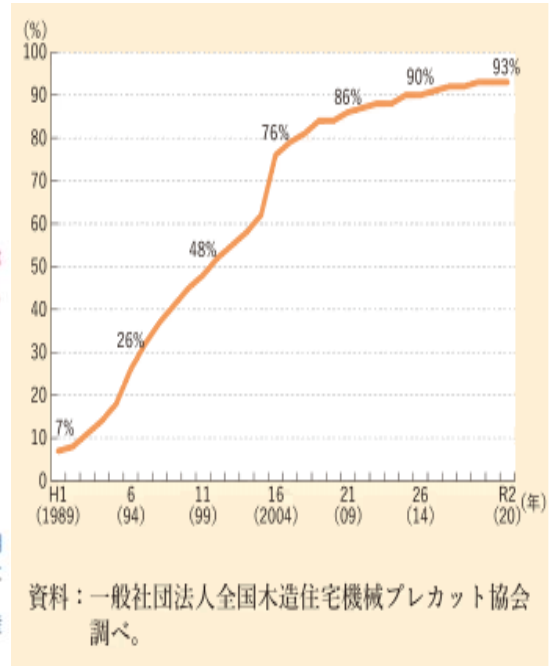


注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

資料：国土交通省「建築着工統計調査2022年」より林野庁木材産業課作成。

(令和4年度森林・林業白書より)

(木造軸組構法におけるプレカット率の推移)




資料：一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会調べ。

(令和3年度森林・林業白書より)

2.3 企業理念、経営方針等

企業理念
<p>エキサイティングにチャレンジ ～すべての人の為に～ 木材を通して地域の人々に幸せと感動を！</p>

経営方針
<p>太田木材株式会社 － 四方良し －</p>  <p>「売り手良し」「買い手良し」「世間良し」、近江商人の心得「三方良し」。 次の 100 年も社会に必要とされる企業でありつづけるために、太田木材は「働き手良し」を 追加した、「四方良し」の新しい精神をすすめてまいります。</p>

SDGs 宣言
 <p>太田木材株式会社 は、 SDGsの達成に貢献することを宣言します。</p> <p>再使用・再利用・再生産可能な木材という貴重な資源を活用することにより、 持続可能な地域社会づくり・発展に貢献し、 社員がその誇りを持って働く企業であり続ける。</p> <p>①木材業界における社員の働く環境を改善・拡充 ②若手社員の意見を汲み取れる環境づくりおよびリーダーの育成 ③福井県の非住宅建築物の木造化を推進</p>

2.4 事業活動

太田木材は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境負荷低減への取り組み】

- 高性能住宅資材の安定供給

工務店等と連携し、国土交通省の補助事業である「地域型住宅グリーン化事業（*2）」に取り組んでいる。太田木材が事務局を務めるグループ「北陸で良い家づくり隊」は、16社（2023年度）で構成されている。積雪が多く湿度が高い北陸地方で、耐震性能・省エネ性能の高い住宅を供給し、快適な住生活を提案している。太田木材が生産する枠組パネルは、テクノウォール工法により建物に必要な「耐震性」「快適性（高気密・高断熱）」「省エネ性」「高品質」を満たす構造となっており、こうした高性能住宅資材の安定供給に努めることで、地域の住生活の向上や地域経済に貢献することを目指している。

（*2）2015年度から始まった地域型住宅グリーン化事業とは、地域における木造住宅の関連事業者が「グループ」をつくり、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の整備及び、これと併せて行う三世帯同居への対応等に対して支援する事業で、その対象となる住宅を地域の工務店で建築した際に補助金の支給を受けることが出来る事業である。

私たちが目指すこと



（太田木材 HP より）

- エネルギー使用量・CO2 排出量削減

本社・工場・営業所内の照明は全て LED を導入しており、全社の LED 化率は 100%となっている。保有する社用車 9 台中 5 台はエコカーを、フォークリフト 17 台中 7 台は電動フォークリフトを導入している。今後も順次、エコカー・電動フォークリフトへの代替えを進めていく意向である。

- 再生木材製品事業の推進

2021 年に再生木材製品事業を開始し、廃材を再利用した建築資材を供給している。これまで廃

材として処理していた木材を再生し、限りある資源を有効活用している。具体的には、廃材を均一の幅にスライスし、木材同士を結合させるための加工を施し、のりづけして板材の再生間柱を生産している。この再生間柱は、テクノウォール工法のパネル枠材に活用している。また、従来プレカットで出た廃材は、ディーゼル車にて県外へ運び、畜産の肥料として使用していたが、新しい技術を導入し、現在は電動式フォークリフトにて敷地内の作業場所へ運び、再生木材として活用している。太田木材では、年間 36,000 本の再生間柱生産力を有しており、1 本の立木から 11 本の板材がとれることから（立木:高さ6m・直径 240mm）、約 3,272 本の立木を消費せずに済み、面積換算では、約 3.6ha の森林(森林 1ha あたりの立木の本数を 900 本として)を守ることができるとしている。年間 36,000 本の生産量を確保することで、「住宅資材の安定供給」「森林資源の確保」「地球環境への貢献」を実現したいと考えている。



(太田木材 HP より)

【雇用・職場環境への取り組み】

- 女性の活躍の場を拡げる取り組み

2017 年にふくい女性活躍推進企業プラス+（*3）に登録され、2021 年 2 月に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、福井県に届け出ている。具体的には、女性社員の比率を 35%にすること（5%UP）、女性社員の役職への登用を 4 人増やすことを、3 年間の目標として取り組み、女性社員の比率は 32%(2%UP)、女性社員の役職への登用は 4 人増の実績を上げている。今後も女性の活躍推進に向けた取り組みを継続していく方針である。また、2023 年 4 月に次世代育成支援対策推進



法に基づく一般事業主行動計画を策定し、5年間の行動計画を設定し取り組んでいる。具体的には、男性社員も含めて希望者の育児休暇取得率100%に取り組む方針である。（2023年育児休暇取得者2名：女性1名・男性1名）

(*3) 福井県は、女性の採用・育成・登用など、女性活躍推進に積極的に取り組む企業を「ふくい女性活躍推進企業」として登録し、その中で女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を策定し届け出ている企業を「ふくい女性活躍推進企業プラス+」として登録している。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画	
社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。	
1. 計画期間	2021年 2月 1日～ 2024年 1月 31日までの 3年間
2. 内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 目標1：会社全体の女性社員の比率を35%にする(5%UP)。 </div> <p><対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●2021年 2月～ SNSを活用し社内での取り組みについて発信する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 目標2：管理職の女性社員を4人増やす。 </div> <p><対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●2021年 2月～ 定期的に勉強会を行い、会社の方向性を示す。 ●2021年 7月～ 個人面談を行い、1人1人評価をする。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画	
社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。	
1. 計画期間	2023年 4月 1日 ～ 2028年 3月 31日までの 5年間
2. 内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 目標1：育児休業・出生時育児休業(産後パパ育休)制度等の制度周知を図り、取得を推進・支援する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標2：育児休業相談窓口を設置し、育児休業取得・復帰に際し、働きやすい環境を整備する。 </div> <p><対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2023年 4月～ 周知文書を掲示 ● 2023年 4月～ 柔軟な勤務形態

(太田木材提供資料より)

● 働きやすい職場環境への取り組み

福井県では、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援する「社員ファースト企業」制度により、働き方改革を推進している。太田木材は、2019年10月に「社員ファースト企業宣言」を行い、育児短時間勤務の取得推進に取り組み、2023年5月に再宣言を行い、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる（下表参照）。ワーク・ライフ・バランス実現のため、社員のニーズに合わせて、完全週休2日制と隔週土曜日出勤の選択制度や育児短時間勤務制度を設け、働き方に柔軟性を持たせている。また、雇用増・工場増設・加工機械導入等により長時間労働の抑制を進めている（2023年の時間外労働時間は月平均約18時間）。今後も長時間労働の抑制に努めるとともに、生産管理や作業管理を徹底することで、有給休暇取得率の向上に努めていく意向である（2023年の有給休暇取得率は平均約56%）。

宣言年度	宣言内容	主な取り組み
2019年度	出産・育児による離職をなくし、有給休暇が取りやすい働きやすい職場環境を目指します。	・育児短時間勤務の取得
2023年度	社員の性別や年代、ニーズに合わせて職場環境の整備や福利厚生の充実、多様な働き方を認め、社員にとってより良い環境を提供していきます。	・女性の育児休業取得の定着および男性の育児休業取得の促進 ・育児短時間勤務の取得可能期間の延長 ・事務所改装などの福利厚生への充実

（福井県 HP より）

● 作業の効率化への取り組み

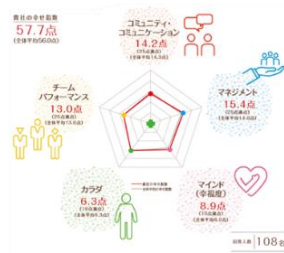
2022年10月に、増産ならびにBCPの観点から滋賀県米原市にプレカット工場を新設した際に最新加工機を導入、2023年10月に、テクノウォール・パネルプレカット工場にロボット合板加工機を導入し、作業の効率化を進めている。既存の合板加工機では、合板・パネルの加工を行うと2人で1日4時間ずつ、合計で月間160時間の作業時間を要していたが、ロボット合板加工機を導入することで、月間140時間の作業の効率化を見込まれる。



（太田木材 HP より）

● 幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上

会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ（*4）」に取り組むとしている。「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を事業運営に反映させて、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す意向である。



(*4) 幸せデザインサーベイ

幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。

【安全への取り組み】

- 安全管理の取り組み

各工場長が安全衛生推進者となり、安全な作業環境を整え事故を未然に防止するため、工場内の整理・整頓、設備の点検・使用状況の確認、作業環境・作業方法の点検、作業者の体調確認を徹底することで、労働災害の発生防止に努めている。毎月安全衛生委員会を開催し、安全衛生推進者の点検結果に基づき改善や再発防止を図っている。作業者が安心して働ける環境や健康管理に努めることで、労働災害発生件数ゼロ件を目標に取り組んでいる。

【地域貢献】

- 木育への取り組み

2017年5月にウッドスタート宣言企業（*5）として登録され、生まれてきた子どもが初めて触れるおもちゃとして、木のおもちゃをプレゼントしたり、暮らしや教育の中に様々な木製の用具などを取り入れたりする木育活動を積極的に行っている。また、一般社団法人モックイックの木育活動に参加し、木のおもちゃ博（ふくい木育キャラバン）等のイベントに資材の提供やブースを設営している。木のおもちゃ遊びを通じて木に親しみを感じ、子育てや暮らしに木育を取り入れるきっかけになればとの思いで、木育の推進活動に取り組んでいる。

(*5) ウッドスタートは、東京おもちゃ美術館が推進する木育活動の一つで、木材、特に地域材を活用した子育て・子育て環境の整備をし、子どもをはじめとする全ての人たちが、木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに暮らしを送ることができるようにしていく取り組み。

（木のかんなくずばーる）



（木のじゃんぐるほーむ）



（太田木材提供資料より）

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	建築用木材及び建具製造業 建築材料、金物類及び配管・暖房設備器具卸売業
ポジティブインパクト	住居、保健・衛生、雇用、エネルギー、包摂的で健全な経済
ネガティブインパクト	雇用、水(質)、大気、生物多様性と生態系サービス、 資源効率・安全性、気候、廃棄物、経済収束

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
住居、エネルギー、気候、 経済収束	➢ 高性能住宅資材の安定供給
雇用	➢ 幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上
雇用、包摂的で健全な経済	➢ 女性の活躍の場を拡げる取り組み ➢ 働きやすい職場環境への取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）



インパクト	取組内容
保健・衛生	➤ 安全管理の取り組み
雇用	➤ 働きやすい職場環境への取り組み ➤ 作業の効率化への取り組み（ロボット合板加工機の導入）
資源効率・安全性、廃棄物	➤ 再生木材製品事業の推進
気候	➤ LED 化の取り組み ➤ エコカー・バッテリーフォークリフト導入の取り組み



同社事業では木造住宅用の木材プレカットが主体のため、UNEP FI のインパクト分析で発出された「保健・衛生」はポジティブ・インパクトとして特定していない。水質汚染や大気汚染につながる汚染物質の排出は少なく、悪影響をもたらす事業活動を行っていないため、「水(質)」「大気」はネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定していない。また、生態系や経済に悪影響をもたらす事業活動を行っていないため、「生物多様性と生態系サービス」「経済収束」もネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定していない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

太田木材は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】



特定したインパクト	住居、エネルギー、気候、経済収束		
取組内容（インパクト内容）	高性能住宅資材の安定供給		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029 年までに、年間 2,600 坪以上の枠組パネルを、2034 年までに、年間 3,000 坪以上の枠組パネルを生産・納入する。 (2023 年：年間約 2,140 坪) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築事務所と連携し、枠組パネルを使用することによる耐震性・快適性・省エネ性・高品質を満たす構造について説明し、安心して暮らせる住まいづくりを提案する。 		
貢献する SDGs ターゲット	11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	



特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024 年中に幸せデザインサーベイを実施する。以後の KPI は実施後に再設定する。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を事業運営に反映させて、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	


特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容（インパクト内容）	女性の活躍の場を拡げる取り組み 働きやすい職場環境への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2028年3月までに、女性社員の割合を35%まで増加させる。以後のKPIは実施後に再設定する。 (2023年12月現在：32%) ● 2028年3月までに、女性を2名役職に登用する。以後のKPIは実施後に再設定する。 (現在4名 ⇒ 目標6名) ● 育児休暇の取得を希望する社員（男性社員も含む）の取得率を毎年100%とする。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社説明会やSNSを活用して、社内の取り組みを発信する。 ➢ 定期的に勉強会を実施し育成に努め、意欲のある人材を積極的に登用する。 ➢ 育児休暇制度の周知徹底を図り、育児休暇の取得を推進・支援する。 		
貢献するSDGsターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	



【ネガティブ・インパクト】



特定したインパクト	保健・衛生
取組内容（インパクト内容）	安全管理の取り組み
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年、労働災害発生件数年間ゼロ件を達成する。 (2022年：ゼロ件、2023年：2件)
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 安全な作業環境を整え事故を未然に防止するため、工場内の整

		理・整頓、設備の点検・使用状況の確認、作業環境・作業方法の点検、作業者の体調確認を徹底する。	
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	働きやすい職場環境への取り組み		
KPI	● 2034 年 3 月までに、有給休暇取得率を 70%以上とする。 (2023 年実績：約 56%)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 生産管理や作業管理を徹底することで、有給休暇の取得率向上に努めていく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	資源効率・安全性、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	再生木材製品事業の推進		
KPI	● 毎年、現状水準の再生間柱の生産量を維持し、再生間柱をパネル枠材として活用する。 (生産能力：36,000 本、2023 年実績：約 35,000 本)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 生産工程から排出される端材のうち、再生材として加工可能なサイズの木材は、全て再生間柱の生産に有効活用する。		
貢献する SDGs ターゲット	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	

	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	

特定したインパクト	気候		
取組内容（インパクト内容）	CO2 排出量の削減		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029年3月までに、社用車1台、2034年3月までに、社用車1台の計2台をエコカーに代替える。 (2024年1月現在：9台中5台) ● 2029年3月までに、フォークリフト5台、2034年3月までに、フォークリフト5台の計10台をバッテリーフォークリフトに代替えし、保有するフォークリフトは全てバッテリーフォークリフトに代替える。 (2024年1月現在：17台中7台) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後代替えを計画している社用車をエコカーに、フォークリフトを電動化に切り替えることで、低炭素化に貢献する。 		
貢献する SDGs ターゲット	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	

5.サステナビリティ管理体制

太田木材では、本ファイナンスに取り組むにあたり、太田社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、太田社長を最高責任者兼プロジェクト・リーダーとし、関係各部と連携を取りながら、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者兼プロジェクト・リーダー) 代表取締役社長 太田 貴司

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、太田木材と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、太田木材と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。太田木材は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 前田浩彦

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190